

大口信用供与規制に係る監督指針
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

IV-5 指定親会社グループについて

IV-5-5 リスク管理態勢

IV-5-5-4 大口与信管理

IV-5-5-4-1 意義

自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準は、特に単一のカウンターパーティの突然のデフォルトによる多大な損失から金融機関を保護するためには設計されていないため、当該基準を補完する観点から、指定親会社グループにおいても、大口与信の計測と管理の枠組みが必要となる。

こうした観点から、最終指定親会社に対しては、最終指定親会社に係る信用供与等限度額（最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準第1条に定める最終指定親会社に係る信用供与等限度額をいう。以下同じ。）という客観的な基準を用い、適切な大口与信の計測と管理を求めるものとする。

IV-5-5-4-2 主な着眼点

- (1) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。単一の与信先に対する信用の供与等の額が、少なくとも最終指定親会社のTier 1資本の額の5%以上である場合、当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者（注）への信用の供与等の額も考慮した大口与信管理を行っているか。

（注）経済的な相互依存関係が認められる者とは、与信先との間で以下のいずれかの関係にあることを最終指定親会社として認識している者をいう。ただし、以下のいずれかの関係にあるものの、適時に他の協業先や資金源を見つけること等により、財務上の問題あるいは連鎖的なデフォルトを回避できるといえる場合には、経済的な相互依存関係が認められる者には該当しない。

- ・ ある者の年間の総収入または総支出の 50%以上が、他の者との取引のみから生じている場合（例えば、居住用・商業用不動産等の所有する者の年間の収入の 50%以上が、他の者からの賃借料に依存している場合）
- ・ ある者が他の者への与信の全部又は一部を保証する等の方法により負担しており、当該保証請求権等が行使されると、ある者がデフォルトする可能性がある場合
- ・ ある者の製品等の大部分が他の者に販売されており、容易に代替することができない重要な顧客である場合
- ・ ある者による他の者への貸付けについて、期待される返済原資が同一であり、かつ、貸付金を完済するために他に十分な収入源を有していない場合
- ・ ある者の財務上の問題が、全額かつ適時の債務の返済という観点から、他の者に困難な状況を引き起こす可能性がある場合
- ・ ある者の支払不能またはデフォルトが、他の者の支払不能またはデフォルトに関連している可能性がある場合
- ・ 複数の者が資金調達の大部分を同一の資金提供者に依存しており、当該資金提供者がデフォルトすれば、いずれの者も別の資金提供者を見つけることができない場合

(2) 特定の業種、企業グループ、国、地域、融資商品などのリスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、国別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。

(3) セクターの内部定義に従い、例えば、個々のポートフォリオ別の与信上限の設定など、信用リスクを分散化できるような管理態勢が構築されているか。

(4) 信用リスクの早めの認知、早めの対応といった観点から、例えば、与信先や取引の特性やリスクの程度に応じて、担保、保証、猶予期間などの契約条件を適切に設定するなどして、信用リスクに応じて与信量を制御できるような管理態勢が構築されているか。

(注) なお、とりわけ、デリバティブ取引に係るカウンターパーティー信用リスク管理については、必要に応じて、金融庁「米国投資会社の破綻事案を踏まえた監督上の留意点と対応」（2022年4月20日）もあわせて参照する。

(5) ファンドや証券化商品等への与信管理にあたって、原資産以外に、ストラクチャー自体に内在する追加的なリスク・ファクターとなり得る関係者（オリジネーター、ファンド・マネージャー、投資ビークルに対する流動性補完やCDS、保証等のプロテクションの提供者等）を特定し、これを踏まえた大口与信管理を行っているか。具体的には、①投資先である複数のストラクチャーに

共通の追加的なリスク要因が存在する場合、これらのストラクチャーへの信用の供与等の総額を管理することや、②追加的なリスク要因となる関係者に関連のあるストラクチャーへの信用の供与等を当該関係者への信用の供与等と合算して管理することを検討しているか。

なお、上記で挙げた関係者について、必ず追加的なリスク・ファクターとしての管理を要するわけではない。例えば、ファンドの運用資産が運用主体や他のファンドの資産と法的に分別して管理されていない場合には運用主体や他のファンドへの信用の供与等の合算した管理を検討する必要がある。また、投資先となるABCプログラムが同一のスポンサーの流動性補完や信用補完に依拠しているような場合や、シンセティック型の証券化商品に同一の者がCDS、保証等のプロテクションを提供している場合には、スポンサーやプロテクションの提供者を大口与信管理の対象として管理する必要があるか検討する必要がある。

(6) ストレステストを実施しているか。また、信用リスクの計量において損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。

IV-5-5-4-3 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

最終指定親会社に係る信用供与等限度額の遵守状況の詳細については金商法第57条の23に基づき定期的に報告を求める。いずれかの与信先に対する信用の供与等の合計額が最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超える等の問題があることが判明した場合には、最終指定親会社に係る信用供与等限度額超過の解消の見込み等について、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(2) 検査結果や(1)のオフサイト・モニタリングの結果等を踏まえ、なお最終指定親会社に係る信用供与等限度額の遵守状況等に問題があると認められる場合には、金商法第57条の23に基づき報告を求め、さらに重大な問題があると認められる場合や確実な改善が必要であると認められる場合には、金商法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。